

寒河江市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第4号

寒河江市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 市長が市長個人の名又はその名において代表となる法人その他の団体を相手方とする契約のうち、民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理に抵触する契約の締結に関する事務を副市長に委任する。

(委任事務の代決又は専決)

第3条 前条の規定により委任された事務に係る代決又は専決については、寒河江市事務代決及び専決に関する規程（平成8年市訓令第2号）の関係規定を適用する。この場合において、「市長」とあるのは「副市長」と読み替えるものと

する。

(副市長が欠けた場合等の事務の委任)

第4条 副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときにおける前2条の規定の適用については、これらの規定中「副市長」とあるのは、「市長の職務代行者の順序に関する規則（昭和33年市規則第11号）第2条に規定する市長の職務を行う上席の職員」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。